

「秋田へGO！」秋田を旅しようキャンペーンを利用する旅行者全員にワクチン接種証明等が必要です

ワクチン接種歴

⇒予防接種済証・接種記録書・接種証明書の内いずれかにて証明
旅行者がワクチン**3回接種完了**していればOK

【例】10/15にコロナワクチン3回目接種 → 当日（10/15）以降は宿泊OK

10/14	10/15 3回目接種日	10/16	10/19	10/20	10/21
-------	------------------------	-------	-----	-----	-------	-------	-------

PCR検査（抗原定量検査含む）

⇒宿泊者が宿泊日当日の3日前以降に検体採取を行った場合の
検査結果通知書により、陰性であることが証明出来ればOK

10/14	10/15	10/16	10/17	10/18	10/19	10/20	10/21
		←検査結果対象外	← 検体採取期間 →			宿泊日	

【例】宿泊予定日が10/20の時は、10/17以降の検体採取結果が必要となる

抗原定性検査

⇒宿泊者が宿泊日の**前日または宿泊当日**に検体採取を行った場合の
検査結果通知書により、陰性であることが証明出来ればOK

※ワクチン接種証明書等は内容が確認出来れば原本である必要はなく、コピーやスマートフォン写真等による提示も可とします。

※同居する親等の監護者が同伴する場合には、12歳未満（チェックイン時点）は提示不要です。